

令和8年9月28日

事業主 各位

被保険者 各位

サニーピア健康保険組合

令和8年台風24号及び前線による大雨に伴う災害による特例措置について

このたびの災害により被害を受けられた皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

今回の災害により、以下の地域に災害救助法の適用が決定しています。

災害救助法適用日【令和8年9月4日】

鹿児島県	熊毛郡屋久島町（くまげぐんやくしまちょう）
------	-----------------------

災害救助法適用日【令和8年9月8日】

愛知県	名古屋市（なごやし）
-----	------------

当組合では、上記地域にお住まいの方で令和8年台風24号及び前線による大雨により甚大な被害を受けられた加入者の方を対象に次のとおり特例措置を行います。

1 医療機関の受診に際しマイナ保険証又は資格確認書等（以下「マイナ保険証等」という。）の取扱いについて

マイナ保険証等の紛失等により、保険医療機関等に提示できない場合においては、氏名、生年月日及び事業所名を保険医療機関等の窓口で申し立てること等により、受診できる取扱いが講じられます。

2 医療機関窓口で負担する一部負担金（食事療養標準負担額は除く）の免除について （対象者）

今回の災害により被災され、上記の「災害救助法の適用」が決定された地域にお住まいの方で、次の①又は②に該当する方。

①お住まいが住家全壊または住家半壊の被害を受けている場合

②被保険者本人が重篤な傷病を負った場合（1 か月以上入院など）

※被保険者本人ではなくその世帯の主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合も同様

（免除期間）

災害救助法適用日から令和8年12月31日まで

（該当される方の必要な手続き）

「一部負担金等（減額・免除・徴収猶予）申請書」に以下の書類を添付して申請してください。

①お住まいの被害の場合 地方公共団体等による罹災証明書

②重篤な傷病を負った場合

今回の災害により負傷し、療養を要する期間が記載された医師の診断書など

※主たる生計維持者が被保険者本人以外の場合は、世帯全員の住民票と主たる生計維持者の所得が確認できる書類を追加してください。

（証明書の発行）

「一部負担金等（減額・免除・徴収猶予）申請書」の提出により、「一部負担金等（減額・免除・徴収猶予）証明書」を郵送いたします。医療機関でマイナンバーカード（もしくは資格確認書）とあわせて提示してください。

※該当される方が証明書を発行するまでに医療機関で一部負担金を既に支払った場合は、還付しますので当健康保険組合までご連絡ください。必要な手続き用紙をお送りいたします。

照会先	サニーピア健康保険組合	業務課	078-321-1241
-----	-------------	-----	--------------